２０２６年１１月６日

全国石油商業組合連合会
会長　森　洋　殿

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室
室長　吉川　信彦
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課
課長　河野　琢次郎

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引上げについて（依頼）

資源エネルギー庁では、本年３月 19 日から、中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置として、ガソリンの全国平均小売価格が 170 円を超える部分の補助を実施してきたところです。

本措置は、あくまで激変緩和措置であること等を踏まえ、本年 12 月以降、原油価格の動向を注視しつつ、春先に向けて基準価格を毎月５円ずつ引き上げていくことを基本とし対応することといたしました。

具体的には、12 月は基準価格を以下のとおり引き上げます。

・2026 年 12 月３日（木）から　172 円（＋２円）
・2026 年 12 月 10 日（木）から　174 円（＋２円）
・2026 年 12 月 17 日（木）から　175 円（＋１円）

なお、軽油・重油・灯油については引き続きガソリンと同額の補助を、国内線航空機燃料についてはガソリンの補助額の８割相当の補助を行います。

貴会におかれましては、このような方針を御理解いただき、各ＳＳ事業者に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

〇卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。
〇今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、価格カルテルを含む独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。
〇資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

さらに、灯油については、需要が高まる冬季において供給の偏りや流通の目詰まりが生じないよう、本年 10 月 16 日付けで、石油精製業者等及び大手卸売事業者に対し、前年同月比同量を基本とした供給の継続及び注文を要請したところです。貴会におかれましては、各ＳＳ事業者に対し、前年同月比で同量の注文を基本としていただくとともに、灯油についても、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくよう、周知いただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：
資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室：０３－３５０１－１３２０
公正取引委員会事務総局　経済取引局取引部　取引企画課：０３－３５８１－３３７１